

公立大学法人前橋工科大学が徴収する料金の上限

1 授業料、入学料及び入学検定料

授業料、入学料及び入学検定料の上限額は、次の表に掲げる金額とする。

区分		授業料		入学料		入学検定料
				前橋市民	前橋市民 以外の者	
学部	学生	年額	建築・都市・環境工学群及び情報・生命工学群 535,800円 社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科及び生物工学科 535,800円 総合デザイン工学科 401,800円	141,000円	282,000円	17,000円
	編入学生					30,000円
	再入学生					
	転入学生					
	科目等履修生	1単位	14,800円	14,100円	28,200円	9,800円
	研究生	月額	29,700円	42,300円	84,600円	9,800円
	特別履修学生	1単位	14,800円	—	—	—
大学院	学生	年額	535,800円	141,000円	282,000円	30,000円
	再入学生					
	科目等履修生	1単位	14,800円	14,100円	28,200円	9,800円
	研究生	月額	29,700円	42,300円	84,600円	9,800円
	特別履修学生	1単位	14,800円	—	—	—

備考 前橋市民の欄に掲げる入学料の額は、入学する者又はその配偶者若しくは1親等の親族が入学の年の4月1日において引き続き1年以上前橋市に住所を有している場合の当該入学する者について適用する。

2 博士学位論文審査手数料

博士学位論文審査手数料の上限額は、1件につき57,000円とする。

3 証明手数料

証明手数料の上限額は、1件につき350円とする。

附 則（平成25年4月1日認可）

この料金の上限は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日認可）

この料金の上限は、令和4年4月1日から施行する。